

[事案 28-255] 契約解除無効等請求

・平成 29 年 6 月 13 日 裁定終了

<事案の概要>

子宮頸部高度異形成による入院・手術等について給付金を請求したところ、契約復活時に子宮頸部異形成による通院等を告知していなかったことを理由に契約が解除されたことから、解除の撤回および給付金の支払い等を求め、申立てがあったもの。

<申立人の主な主張>

平成 27 年 7 月に失効し、同月に復活した終身保険について、以下の理由により、告知義務違反による契約解除を取り消し、給付金を支払ってほしい。

- (1)告知書作成の際、募集人からは、3 か月以内に風邪で病院へ行っていないかについて聞かれただけで、告知書についての詳しい説明は一切受けておらず、募集人は行うべき内容説明を怠った。
- (2)平成 18 年からの市の無料検診を機に子宮頸部異形成との検診結果を受けていたため、定期的に病院へ通っており、この件について、募集人に相談していた。
- (3)告知書の質問事項に、『検査』には、健康診断や人間ドックでの検査を含みません』とあり、市の無料検診は含まれないものと認識していた。
- (4)募集人は保険会社の社員であり、子宮頸部異形成のことを知っていたので、解除された時には、保険会社が告知義務違反の事実を知ってから 1 か月が経過している。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)募集人は、申立人に対し、告知書についてありのままを記入するよう説明したうえで、面前で告知書を記入してもらった。
- (2)募集人が申立人から子宮頸部異形成であることを初めて聞いたのは、本契約復活後のことである。
- (3)申立人が受診した生検（再検査）は、無料検診ではなく、保険診療によるものであり、告知書の「検査」の例外には含まれない。
- (4)告知義務違反を理由とした契約解除が認められる期間の起点となる日は、保険会社が単に解除原因の存在につき疑いをもったのみでは足りず、解除権行使のために必要と認められる諸要件を確認したとき等とされている。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、復活申込み時及び告知時の状況、申立人の病状等を確認するため、申立人および募集人の事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の告知義務違反が認められる一方、保険会社が所定の期間内に契約解除をしなかったものとは認められず、また、申立人の告知義務違反と給付金の支払理由の間には因果関係が認められるため、給付金を支払うべきものとも認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。